

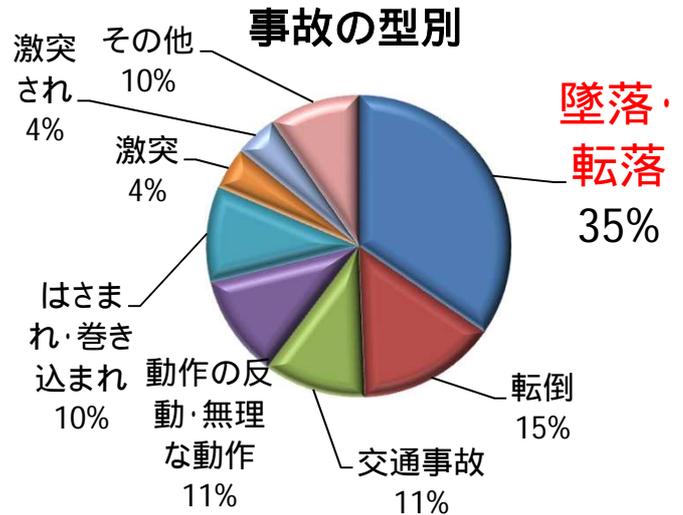
アンダー9(ナイン)運動

道路貨物運送業における労働災害防止対策について

平成26年の休業4日以上
の死傷者数は、156人で対前年
比5.4%の増で死亡者数は3人
となっています。

事故の型別では、墜落・転落
が最も多く、全体の35%を占め
ています。

起因物別では、トラックが全
体の38%を占めています。



労働災害防止のポイント

1 墜落・転落災害防止

荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凸凹等の確認、整理、整頓を行う
- ・不安定な荷の上ではできる限り移動しない
- ・荷締め、ラッピング等は、荷や荷台上では行わず、できる限り地上から、または地上での作業とする
- ・安全帯を使用する(取付設備がある場合)
- ・墜落時保護用の保護帽を着用する
- ・あおりをたてる場合には、必ず固定する
- ・荷台への昇降は、昇降設備を使用する

墜落防止施設・設備の使用

荷台の上での作業を行う場合は、できる限り
あおりに取り付ける簡易作業床
や移動式プラットフォーム等を使用してください。

貨物自動車の荷台への昇降設備の使用

最大積載量が5トン以上の貨物自動車に荷の積卸し作業をする場合には、
昇降設備の使用が義務付けられています。



愛媛県イメージアップキャラクター
みきゃん 許諾番号 1-2702007



2 運送業者と荷主等との連絡調整

荷役作業の実施者について書面契約の締結を推進

荷役作業による労働災害が減少しない要因として、荷役作業における運送業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、その結果として荷役作業における安全対策の責任分担も曖昧になっていることがあることが上げられます。

このため、運送契約時に、荷役作業における運送業者と荷主等との役割分担を明確にすることが重要です。

こうした点を踏まえ、運送業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください。

書面化推進ガイドライン <http://www.mlit.go.jp/common/001024950.pdf>

3 荷役作業の安全衛生教育の実施

荷役作業は、「運送の都度、荷の種類、積卸しのための施設・設備等が異なる場合が多く、施設・設備面の改善による安全化が図りにくい」「荷主先等において、単独または荷主等の労働者と共同で作業が行われることが多く、運送業者の労働者については、自社から直接、指示・支援を受けにくい」といった特徴があります。

このような特徴を踏まえ、荷役作業を行う労働者に対し、労働災害防止のための知識を付与するとともに、危険感受性を高め、安全を最優先として荷役作業に取り組むように安全衛生教育を実施することは極めて重要です。

- ・荷役作業従事者、または従事する予定の労働者に対する安全衛生教育（荷役作業の基本知識、ガイドラインにある荷役災害防止対策の教育）
- ・労働安全衛生法に基づく資格等の取得（さらに、労働者の職務内容に応じた免許、技能講習等の計画的な取得）
- ・作業指揮者等に対する教育
- ・日常の教育（危険予知訓練等）

荷役作業の安全対策ガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130605-3.pdf>

4 腰痛予防対策

職場における腰痛予防対策の指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）で示された対策の実施

荷役作業を行わせる事業者の実施事項

- ・リスクの評価（見積り）（車両運転等の作業におけるアクション・チェックリストの活用）
- ・リスクの回避・低減措置の検討及び実施（運転座席の改善、車両運転の時間管理、荷物の積卸し作業における自動化・省力化）
- ・腰痛予防に関する労働衛生教育の実施

人力荷役について、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善